



なにわ 広報板

新1年生の入学について

今年4月、小・中学校へ入学されるお子さまがおられるご家庭へ、1月下旬に就学通知書をお送りしています。

まだ届いていない場合は住民情報担当（住民登録）までお問い合わせください。

また、国立・私立の学校及び市立咲くやこの花中学校《注参照》へ入学される場合は、その学校が発行する入学許可証と印鑑を持って、住民情報担当（住民登録）までお越しください。

《注》市立咲くやこの花中学校は別途、学校から連絡があります。

◆対象者

小学生…平成15年（2003年）4月2日から平成16年（2004年）4月1日までに生まれたお子さま
中学生…今年3月に小学校を卒業見込みのお子さま

最近当区に転入されたり、区内で転居された方には通知書の発送が遅れることがありますのでご了承ください。

越境入学をなくしましょう

大阪市では、入学前に居住確認の調査を行い、保護者とお子さまが実際に生活している地域の学校へ入学する手続きをとります。また、入学後でも越境入学とわかれば、適正な校区の学校へ転校していただきます。

教育に対する正しい認識・理解を深め、越境入学をなくしましょう。

問合せ 住民情報担当（住民登録）2階22番
☎6647-9963 ☎6647-9631

手話入門教室

あなたも手話を覚えませんか

と き 4月1日～8月26日
午後6時45分～8時45分
4月29日・5月6日・8月12日を
除く毎週木曜日 全19回

と ころ 浪速区民センター（浪速区稲荷2-4-3）

対 象 初心者の方 **費 用** 無料（教材費は有料）

締 切 り 3月26日（金）

申込み・問合せ 保健福祉担当（福祉サービス）3階32番
☎6647-9857 ☎6644-1937

介護保険費用の所得控除について

2月16日から所得税の確定申告が始まります。介護保険に関する次の費用については、所得控除の対象となります。介護保険料（平成21年1月1日～12月31日の1年間に納付された金額）は社会保険料控除の対象となります。

おむつ代の医療費控除を受ける場合、領収書とともに医師が発行した「おむつの使用証明書」が必要です。ただし、要介護認定を受けている方で、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の方は、医師の証明に代わる「確認書」を区の介護保険の窓口で交付できる場合があります。詳しくはお問合せください。

医療費控除の対象となる介護サービスの利用料については、次のとおりです。

問合せ 保健福祉担当（介護保険）3階31番
☎6647-9859 ☎6647-1937

大阪市国民健康保険・長寿医療保険加入者のみなさまへ 特定健康診査（無料）はもう受けられましたか？

特定健診受診券・特定保健指導利用券の有効期限は3月31日です

特定健診はもう受けられましたか？ まだ受診されてない方はぜひ健診を受けましょう。

特定健診はあなたの健康状態を知る貴重な機会です。日頃の生活習慣は健診の結果に表れ、基準値や昨年の結果と比較することで、からだの変化に早期に気づくことができます。

年に1回、特定健診を必ず受診しましょう。

対象者には、平成21年4月に受診券を送付しています。受診券がお手元に届いていない場合や、紛失された場合は、保険年金担当にお問い合わせください。

また、特定健診の結果、生活習慣病の発症リ

スクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる人に対して、特定保健指導の「利用券」を送付しています。「利用券」の有効期限も3月31日ですので、積極的に保健指導を活用して生活習慣を改善しましょう。

問合せ 受診券に関すること

保険年金担当（保険）2階28番

☎6647-9956 ☎6647-9631

健診に関すること（実施場所や利用方法など詳しい内容について）

保健福祉担当（保健）3階34番

☎6647-9882 ☎6644-1937

《なんば市税事務所からのお知らせ》

—市税に関することは市税事務所へお問合せください—

浪速区湊町1-4-1 OCAT（オーキャット）ビル5階 ☎4397-2948 ☎4397-2905
なお、税証明書の発行、納付書の再発行は、引き続き区役所でも行っています。

●固定資産税・都市計画税（第4期分）の納期限は、3月1日（月）です。

固定資産税について

なんば市税事務所固定資産税担当

☎4397-2957（土地）

☎4397-2958（家屋）

☎4397-2959（償却資産）

☎4397-2905

口座振替・自動払込について

船場法人市税事務所収納管理担当

☎4705-2931 ☎4705-2905

○個人市・府民税の申告受付が始まります

個人市・府民税の申告を2月16日（火）から3月15日（月）に、市税事務所（船場法人市税事務所を除く。）と区役所で受け付けます。この期間を過ぎると、区役所では受け付け出来ませんので、市税事務所へご提出ください。

所得がない方や個人市・府民税が非課税となる方も、課税（所得）証明書が必要な場合や、公営住宅居住者などで所得申告が必要な場合は、個人市・府民税の申告が必要となります。期限内の申告にご協力をお願いします。なお、所得税の確定申告をされる方は、この申告は不要です。

公的年金等の収入のみの方には申告義務はありませんが、平成21年中に支払われた社会保険料等を申告されることで個人市・府民税額が

下がる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

問合せ なんば市税事務所個人市民税担当

☎4397-2953 ☎4397-2905

○原動機付自転車・軽自動車の廃車及び異動の申告は3月末までに

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者（又は使用者）に課税されます。

対象車両を譲渡・廃棄・盗難等で現在所有していない方や住所の変更があった方は、3月末までに必ず下記事務所にて申告してください。

期日までに廃車の申告がないときは、引続き所有されているものとして、平成22年度分の軽自動車税が課税されますのでご注意ください。

なお、廃車等の申告については、区役所では受付できません。

問合せ

●原動機付自転車（125CC以下）・小型特殊自動車

なんば市税事務所 軽自動車税担当

☎4397-2954

●2輪の軽自動車・2輪の小型自動車

近畿運輸局大阪運輸支局 なにわ自動車検査登録事務所

☎050-5540-2059

●3輪・4輪の軽自動車

軽自動車検査協会 大阪主管事務所

☎6612-1565

サービスの種類（介護予防サービスを含む。）		利用料		
		利用者負担	居住費	食費
サ 施 設 サ ー ビ ス	介護療養型医療施設	○	○	○
	介護老人保健施設	○	○	○
	介護老人福祉施設（地域密着型を含む）	○(1/2)	○(1/2)	○(1/2)
居 宅 サ ー ビ ス	医療系	短期入所療養介護	○	○
		通所リハビリテーション	○	—
		訪問 看護・リハビリテーション	○	—
	福祉系 （※1）	居宅療養管理指導	○	—
		短期入所生活介護	○	×
		通所介護（認知症対応型を含む）	○	—
		訪問介護（夜間対応型を含む） （生活援助中心の場合を除く）	○	—
訪問入浴介護	○	—		
小規模多機能型居宅介護	○	×		

※1 ケアプランに組み入れて、医療系居宅サービス（医療保険等の訪問看護を含みます）と併せて利用した場合に医療費控除の対象となります。

（注）利用者の特別な希望に基づく居住費・食費については、医療費控除の対象となりません。